

議案第222号

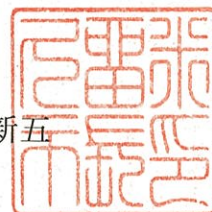
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の変更案に対して福岡県から意見を求められたので、次の事項について諮問します。

北野大刀洗都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和4年9月1日

久留米市長 原口 新五



北野大刀洗都市計画道路の変更（福岡県決定）

総括図 S=1/25,000

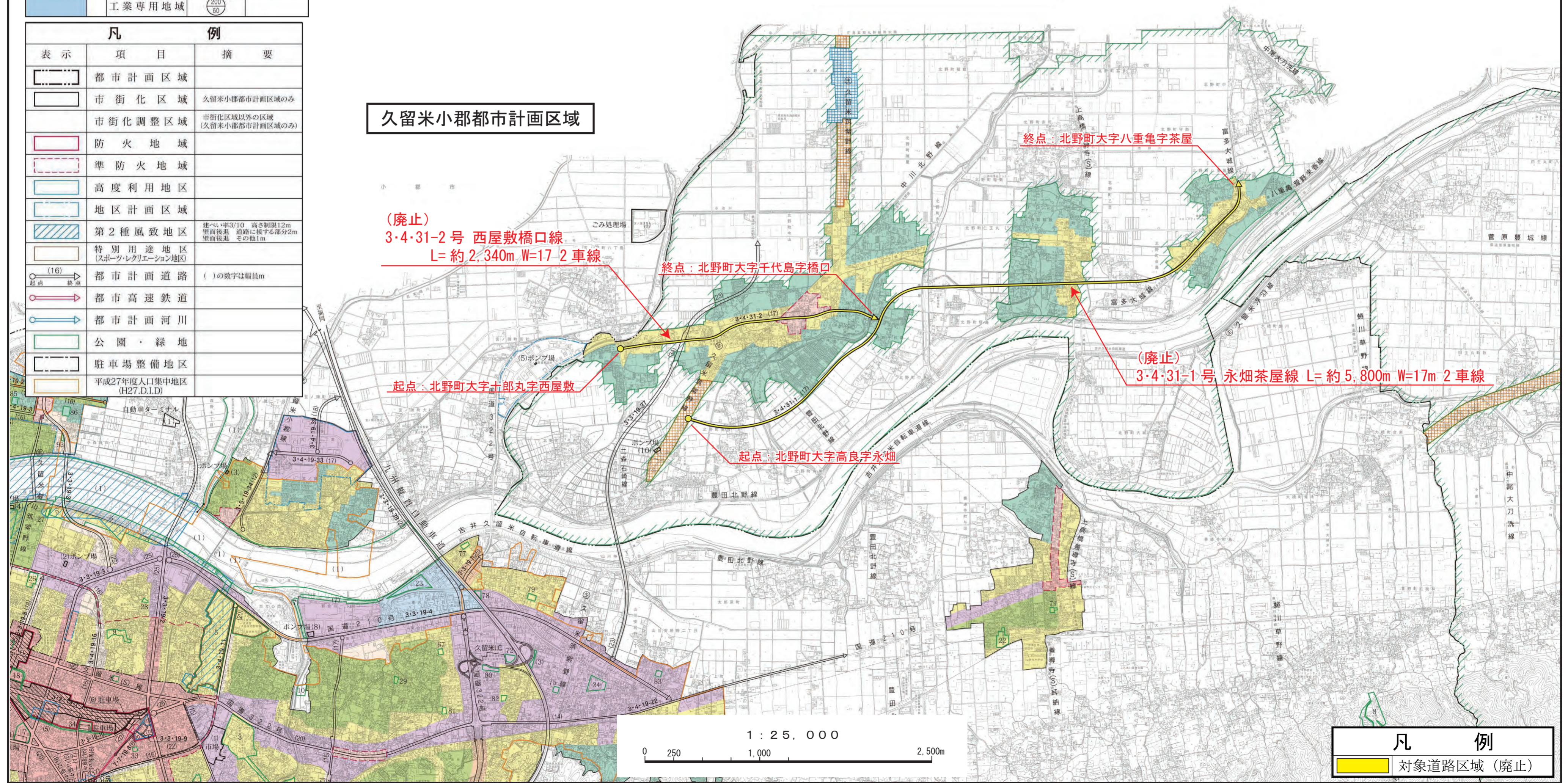
| 種別 | 概要 | 制限高さ (%) | 概要 |
|------|--------------|----------|---|
| 用途 | 第一種低層住居専用地域 | 80 | 高さの制限10m 敷地境界線からの 前面後退1m 側後退距離105m |
| | 第二種低層住居専用地域 | 100 | |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 200 | 高さの制限12m |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 60 | |
| 地域 | 第一種住居地域 | 200 | |
| | 第二種住居地域 | 60 | |
| | 準住居地域 | 200 | |
| | 近隣商業地域 | 80 | |
| 商業地域 | 商業地域 | 400 | 500 |
| | 準工業地域 | 60 | |
| | 工業地域 | 200 | 特別用途地区 (大規模集客施設 制限地区) |
| | 工業専用地域 | 60 | |



| 表示 | 項目 | 概要 |
|----|-----------------------------|---|
| | 都市計画区域 | |
| | 市街化区域 | 久留米小郡都市計画区域のみ |
| | 市街化調整区域 | 市街化区域以外の区域 (久留米小郡都市計画区域のみ) |
| | 防火地域 | |
| | 準防火地域 | |
| | 高度利用地区 | |
| | 地区計画区域 | |
| | 第2種風致地区 | 建ぺい率3/10 高さ制限12m 前面後退 道路に接する部分2m 後面後退 その他1m |
| | 特別用途地区 (スポーツ・レクリエーション地区) | |
| | 都市計画道路 | ()の数字は幅員m |
| | 都市高速鉄道 | |
| | 都市計画河川 | |
| | 公園・緑地 | |
| | 駐車場整備地区 | |
| | 平成27年度人口集中地区 (H27.D.I.D) | |

久留米小郡都市計画区域

北野大刀洗都市計画区域



(廃止)
3・4・31-2号 西屋敷橋口線
L=約2,340m W=17 2車線

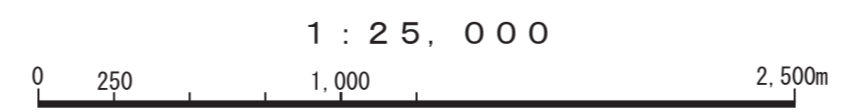
終点：北野町大字八重亀字茶屋

終点：北野町大字千代島字橋口

起点：北野町大字十郎丸字西屋敷

(廃止)
3・4・31-1号 永畑茶屋線 L=約5,800m W=17m 2車線

起点：北野町大字高良字永畑



| 凡例 | |
|----|-------------|
| | 対象道路区域 (廃止) |

北野大刀洗都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 3・4・31-1号 永畑茶屋線及び 3・4・31-2号 西屋敷橋口線を廃止する。

理 由

別紙のとおり

理 由 書

久留米市北野町においては、土地利用の増進と都市内交通の円滑化を図るため、平成11年に都市の骨格となる都市計画道路網を決定しています。

しかし、人口減少や高齢化の更なる進行、市街地拡大の収束など、交通を取り巻く情勢が変化する中、時代に応じた都市計画道路のあり方について検証を行う必要があるため、福岡県と久留米市は「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき都市計画道路の検証を行い、見直し路線の抽出を行いました。

また、久留米市は、平成24年に策定した久留米市都市計画マスタープランにおいて、都市計画決定後、長期にわたり事業着手がなされていない路線については、状況に応じて都市計画決定の見直しを進めることとしています。

そのため、社会情勢の変化により、従来想定していた交通需要が見込まれず、周辺道路網により交通機能は代替できると考えられることから、見直し路線として抽出を行った都市計画道路2路線について廃止とするものです。